

出納取扱金融機関を定めることについて

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第1項の規定により、伊丹市ボートレース事業局の出納取扱金融機関を定めたので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年4月1日

伊丹市モーターボート競走事業管理者
多田勝志

記

出納取扱金融機関又は収納取扱金融機関の別	指 定 し た 者
出 納 取 扱 金 融 機 関	(株) 三 井 住 友 銀 行